

Working Voice

ワーキング ヴォイス

NO. 27 2011年05月15日

多重債務を無くしセーフティネットを築き希望を持てる社会の実現を！

先月号のワーキングヴォイスで取り上げた通り、経済・景気の悪化もあいまって、勤労者が抱える悩みは増加かつ複雑化しており、特に“金融面”でのトラブルが後をたちません。今号では、今年11月に愛媛県（松山市）で開催される第31回全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会の実行委員長の野垣弁護士と被害者救済活動を続けている「松山たちばなの会」の青野氏にクレサラ全国集会や日々の金融相談活動についてのお話を伺い、改めてクレサラ問題について考えるきっかけとしました。

第31回全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会実行委員長の野垣康之弁護士に、交流集会についてお話を伺いました。

Q：全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会は、どのような目的・意義を持ちスタートした集会ですか？また活動経過と成果等をお聞かせ下さい。

全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会は多重債務問題等に取り組んでいる弁護士・司法書士・被害者の会の人達などが全国から年に一度集い、その時点の到達点を確認し懇親を深め、クレサラ運動を盛り上げていくことを目的としています。

第1回大会が行われた昭和56年は、自宅にまでサラ金が取立にくるという第一次サラ金被害の時で、当時はまだ全国で被害者の会が5つ発足したばかりで「泥沼からの訴え」をテーマにスタートしました。その訴えからその後、全国で被害者の会の設立が相次ぎ、クレサラ運動について理解が全国的に広がってきました。

ここ数年の運動成果としては、日栄や商工ファンドの過酷な取立との闘いのなかで平成15年に保証料を利息と認めた日栄最高裁判決を勝ち取りました。そして、平成18年12月には金利規制と貸金業規制を大幅に強化する改正貸金業法を成立させ、平成20年6月10日にはヤミ金に対して利息だけでなく元金を含めて借り手が支払った全額を損害として取り戻せる画期的な最高裁判決を獲得しました。

Q：今回の集会メインテーマを「改正貸金業法完全施行から1年を振り返る」と設定されたそうですが、その意味について教えてください。またどの様な議論をしようとしていますか？

長年、多重債務問題に取り組んでいましたが、われわれの運動の成果もあって昨年6月に改正貸金業法が完全施行されて多重債務問題はひとつの区切りを迎えました。ところが、多重債務の扉を開けるとその前には貧困問題がそびえていたといわれるよう重債務問題の背後に貧困問題が大きく立ちふさがっていました。貧困問題の背景には労働問題や社会保障問題などもあり、多重債務問題に携わってきた私達は労働問題や社会保障問題などに取り組んできた人達と連携して反貧困問題に取り組

む必要がでてきました。そこで、昨年の岐阜大会では「多重債務・貧困・自殺をなくそう」のテーマ設定がなされ、多重債務問題から反貧困問題に舵を切ったといわれました。私達も愛媛県大会の準備にあたり多重債務問題から反貧困問題に軸足を移すべきか議論しましたが、私達の原点は多重債務問題であり、改正貸金業法が施行されても依然として庶民の生活は楽になってはおらず、日本全国では貧困化が進んでいます。また、サラ金業界は虎視眈々と改正貸金業法の見直しに向けて運動しています。そこで、改正貸金業法が完全施行されてから1年経ったのを契機に今までの活動を振り返り、今後の方向性を確認する事は意義のある事ではないかと考えています。

もう一度、足もとを見つめ直す意味で今回のメインテーマ「改正貸金業法完全施行から1年を振り返る」と設定したわけです。

Q：法律家として、現在のクレサラ問題について思うことを教えて下さい。

従来は多重債務状況にあっても破産や個人再生申立などで債務を整理すれば生活が再建できる人が多かったのですが、現在は「仕事がない、収入がない」というように債務を整理しただけでは生活が再建できない人が増えました。そこで、破産や個人再生後の生活指導が重要な比重をしめるようになってきたと思います。

また、全国の弁護士・司法書士・クレサラ被害者の会らが参加するクレサラ問題対策協議会にはその関連団体として、全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、全国ヤミ金融対策会議、高金利引き下げ全国協議会、非正規労働者の権利実現全国会議、依存症問題対策全国会議、多重債務による自死をなくす会、生活保護問題対策全国会議など20近くの団体がそれぞれの課題について取り組んでいます。全国集会では、これらの独立している各団体が一堂に会してそれまでの活動の成果を確認しあい連携を深めていくという点にも有益な意義があります。

Q：集会の成功に向けて一言お願いします。

昨年度の岐阜大会の参加者は総勢1436名で内訳は弁護士233名、司法書士305名、一般783名、その他115名でした。普段はそれぞれ異なる立場から多重債務問題に取り組んでいる人達が一堂に会し、議論や研修が行われますから、実りの多い集会になると思います。

参加資格に制限はありませんので、愛媛大会でも弁護士や司法書士や被害者の会の人など普段からクレサラ運動に取り組んでいる人以外にも行政の相談担当者の方や一般の人にも幅広く参加していただけたらと思います。

第31回全国クレサラ・ヤミ金被害者交流集会 in 愛媛

~つながろう そしてつなげよう 明日へ~

会場:愛媛大学／奥道後ホテル

メインテーマ「改正貸金業法完全施行から1年を振り返る」

開催日時 2011年11月26日 12:00~17:30 (分科会)

11月27日 9:00~12:00 (シンポジウム・全体会)

クレサラ被害者の会として生活相談支援活動をされている NPO 法人『松山たちばなの会』の青野貴美子事務局長に、最近のクレサラの相談実態についてお伺いしました。

Q：松山たちばなの会の成立と活動目標等お聞かせください。

たちばなの会は、サラ金被害者自らが運営する自助グループです。会の役割は三つあり、第 1 に「相談窓口機能」、第 2 に「生活立て直し機能」、第 3 に「社会運動」です。特に第 3 の『社会運動』が他のグループと大きく異なる所です。被害者の救済と共に社会にある歪みに目を向け、間違いがあれば変えていく必要があると考えています。

クレサラ金利の引き下げ運動も続けて来た活動の一つですが、昨年『改正貸金業法完全施行』により『グレーゾーン金利』が無くなり 20 %以下の金利となりました。また、融資も年収の 3 分の 1 の総量規制がかかるようになり過剰な融資は出来なくなりました。多重債務者を生まない為にやって来た運動が一つ達成出来たと思っています。

Q：クレサラ利用歴の無い人から見れば、高金利と分かっていて借りるのだから『自己責任』と言う意見もあるかと思います。クレサラ利用者は『被害者』であるという事についてお聞かせ下さい。

近年は“貧困”が社会問題化しています。生活が不安定で低収入な方には、リスク回避の為銀行は融資してくれず、かといって公的資金融資や生活保護といったセーフティネット貸付や制度は十分には周知されておらず、また利用しにくいのが実態です。結果として、高い金利で借りざるを得ず、その金利で生活が逼迫しています。

貸金業者は「どこからも借りられない人に貸しているのでそれ自体が救済」だとしてきましたが、生活を破綻させる様な高金利・過酷な取り立てや過剰融資は貧困な人の生活を改善に向かわせるものではない事が多く、むしろ苦しめています。だから、私たちは、クレサラ利用者を『被害者』と言っているのです。

Q：相談に応じるにあたって、どの様な支援をされていますか？

借金の根本原因がどこにあるのかを見つめ直し改善させる必要があります。その人の生活がなぜ行き詰っているのか、何を改善すれば借金せずに生活出来る様になるかを考えなくてはなりません。遊興費等で借金をするといったイメージが多いのでしょうか、きっかけは不況で失業したり、収入が減少したりしたため、借金生活を余儀なくされていて、それが返せないといった人が殆どです。病気になって治療代を支払う為に借金をする。そんなギリギリの生活をしている人が実際に居るのです。

借金問題の背景には、貧困問題があります。この解決なくしては借金問題の根本的な解決は無いでしょう。現在は、色々な団体や専門家等と一緒に*反貧困運動に取り組んでいます。

*反貧困運動

人間らしい生活と労働の保障を実現し、貧困問題を社会的・政治的に解決することを目的とした運動です。
(反貧困ネットワークのホームページより抜粋)

Q：改正貸金業法が施行されるにあたって、ヤミ金が増えるといった意見も多くあったようですが相談実態としてはどうですか？ また最近の特徴点等について教えて下さい。

法律施行に際してサラ金から融資されなくなった人が、ヤミ金に流れて被害者が増えるのではないかと声高に言われました。しかしながら施行後 1 年でヤミ金相談は半分に減っています。お金に困って、いきなりヤミ金に行く人はいません。サラ金の過剰融資が止まればヤミ金被害が減るのは至極当然のことです。しかしながらゆりもどしの動きも無いわけではありません。今回の大震災によって生活資金に困っている人が多く出ているので、一部法律を緩和しようという動きすらあります。震災被害にあって何もかも無くした人が、高金利の融資を受ければ、更なる負担を負う事は目に見えています。

Q：今後、クレサラ問題はどの様に変わっていくのでしょうか？

最近ではカードローン等の個人向け無担保融資を強化させているのが、銀行やクレジットカード会社です。大手消費者金融が減少する中で、銀行では改正貸金業法の総量規制の対象外であることを活かし、カードローンの金利を引き下げて顧客を囲い込む動きが激化しています。カードローンがサラ金の小口金融になり変わってきていますが、公的な融資制度、セーフティネット貸付等も含めた庶民金融のあり方が検討されていかなくてはならない時と思っています。

たちばなの会としては、今後は長期的・広範囲にサポートするために愛媛生活支援センター【ホットオレンジの会】を立ち上げる予定です。

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会

NPO法人「松山たちばなの会」

〒790-0845 愛媛県松山市道後今市 10-30 スペース湯築 302 号室

電話：089 926 7500 FAX：089 926 7500

相談日：月・火・水・金・土曜日（日曜日・祭日・木曜日は休日）

受付時間：午後 2 時～6 時まで 相談時間：午後 3 時～7 時迄

学習会：生活立て直し・調停等 第 1・2・4 水曜日・午後 6 時～7 時迄

ギャンブル勉強会：第 3 水曜日・午後 6 時～7 時迄



愛媛県委託事業（平成 23 年度 労働者の声発信事業）

発行 社団法人 愛媛県労働者福祉協議会

〒790-0066 松山市宮田町 125 番地 愛媛県労福協会館 3 階

TEL 089-946-2296 FAX 089-947-5616

メールアドレス e-roufuku@leo.e-catv.ne.jp